

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名		特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	
税 目		所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という）第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え又は交換した場合、譲渡所得の課税の特例措置（圧縮記帳等）の適用期限を延長する。</p> <p>（関係条文）</p> <p>【買 換 え】租税特別措置法 第37条第6号イ・ロ 第65条の7第6号イ・ロ 同法施行規則 第18条の5第6項第5号イ・ロ、第6号 第22条の7第8項第5号イ・ロ、第6号</p> <p>【交 換】租税特別措置法 第37条の4、第65条の9 同法施行令 第25条の3</p> <p>【特例措置】租税特別措置法 第65条の8</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 必 要 と 拡 充 す る 又 は 理 由 延 長 を	<p>(1) 政策目的</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>航空機騒音による障害が著しい空港周辺の居住者の騒音障害を解消するため、第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）については、当該区域内の住民の移転を促進することで騒音障害を受ける居住者を減らす必要がある。</p>		
	今 回 の 要 望	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等」 施策目標 25 「航空交通ネットワークを強化する」</p> <p>政策の達成目標</p> <p>（特定飛行場） ・ 飛行場周辺に残存する移転対象 644 件の移転をできる限り促進する。</p> <p>（成田国際空港） ・ 成田国際空港周辺に残存する移転対象 619 件の移転をできる限り促進する。</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	(所得税) 平成 24 年 1 月 1 日 ⇒ 平成 28 年 12 月 31 日 (法人税) 平成 23 年 4 月 1 日 ⇒ 平成 28 年 3 月 31 日
		同上の期間中の達成目標	(特定飛行場) ・平成 22 年度から平成 26 年度までの移転見込み 約 130 件 (成田国際空港) ・平成 22 年度から平成 26 年度までの移転見込み 約 119 件
		政策目標の達成状況	過去 3 年間の移転について、特定飛行場で 116 件 (H18 : 43 件、H19 : 39 件、H20 : 34 件)、成田国際空港で 120 件 (H18:50 件、H19 : 38 件、H20 : 32 件) となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	(特定飛行場) ・平成 22 年度 : 約 25 件 ・平成 23 年度 : 約 25 件 ・平成 24 年度 : 約 25 件 ・平成 25 年度 : 約 25 件 ・平成 26 年度 : 約 25 件 (成田国際空港) ・平成 22 年度 : 約 25 件 ・平成 23 年度 : 約 20 件 ・平成 24 年度 : 約 25 件 ・平成 25 年度 : 約 25 件 ・平成 26 年度 : 約 25 件	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	空港周辺における騒音被害を解消するために移転を促進するには、移転の際に譲渡する土地建物等の譲渡所得に係る税負担による資産の目減りが移転の障害となり得ることから、本特例措置により、税負担をできる限り軽減することが有効である。 本特例措置により住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉が向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(移転補償) 国費 (38.1 億円) (再開発整備事業) 国 : 予算補助 (0.5 億円)、無利子貸付 (0.2 億円) 地方自治体 : 無利子貸付 (0.1 億円)	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	移転補償事業は、騒防法第 9 条に基づいて空港の設置・管理者が行うものとされており、騒音の著しい特定飛行場においては、その設置・管理者である国が行うこととなっている。 再開発整備事業は、騒防法第 9 条の 3 に基づいて都道府県知事が策定した空港周辺整備計画に基づいて行われるものであり、国及び地方自治体が出資した独立行政法人空港周辺整備機構がその業務を行っており、	

		国及び地方自治体も所要の支援を行っている。																			
	要望の措置の妥当性	<p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）からの移転については、騒防法第9条第1項及び騒特法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>また、第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、また、航空機の低騒音化が進んでいるものの、便数の増加等により、未だ航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、引き続き、移転を促進する必要がある。</p>																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>（過去3年間の適用実績）</p> <p>特定飛行場 H18:43件（個人488+法人646 = 1,134百万円） H19:39件（個人42+法人283 = 325百万円） H20:34件（個人111+法人180 = 291百万円）</p> <p>成田国際空港 H18:50件（個人212+法人11 = 223百万円） H19:38件（個人60+法人1 = 61百万円） H20:32件（個人300+法人0 = 300百万円）</p> <p>※括弧内は減免額</p>																			
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特別措置により、平成18年度から平成21年度において、特定飛行場で132件、成田国際空港で156件の移転が実施されており、当該区域に居住していた住民の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与した。																			
	前回要望時の達成目標	<p>（特定飛行場）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から平成22年度までの移転見込み 約130件 平成22年度までに、合計で1ha以上の騒音斉合施設を誘致する。 <p>（成田国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から平成22年度までの移転見込み 92件 																			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>（特定飛行場）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から平成22年度までの移転実績：138件 平成18年度から平成22年度までの再開発整備事業実績 1.6ha <p>（成田国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から平成22年度までの移転実績：162件 																			
これまでの要望経緯	<table border="0"> <tr> <td>昭和44年度</td> <td>創設（6年間）</td> <td>平成3年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和50年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成8年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成13年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成18年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>1年間延長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	昭和44年度	創設（6年間）	平成3年度	5年間延長	昭和50年度	5年間延長	平成8年度	5年間延長	昭和55年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長	昭和60年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長	平成元年度	1年間延長		
昭和44年度	創設（6年間）	平成3年度	5年間延長																		
昭和50年度	5年間延長	平成8年度	5年間延長																		
昭和55年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長																		
昭和60年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長																		
平成元年度	1年間延長																				